

富士山モール出店規約

第1条（総則）

本規約は、富士吉田市・富士河口湖町・西桂町・鳴沢村・忍野村・山中湖村（以下「甲」という）がインターネット上で運営する総合情報サイト「富士山モール」（以下「モール」という）への出店に関し、甲と出店申込者（以下「乙」という）との間の契約関係（以下「本契約」という）を定めるものである。

第2条（出店の申込）

- 乙は、甲の地域内に在住もしくは法人格を持つものおよび地域内で事業または活動を行っているものであって、モールにおいて物品の販売および役務の提供を含む情報発信（以下「情報発信等」という）を行うことを希望する場合は、甲所定の方法により申込を行わなければならない。
- 甲は、乙の申込に対して、次条第1項に示す届出事項について以下の事項を審査する。
 - 参加者が宗教法人、政治団体等で、情報内容が宗教・政治・思想等の目的に偏るものでないこと。
 - 掲載内容が法令に違反していないこと及び公序良俗に反するものでないこと。
 - 前号にかかわらず甲が掲載について不適切と判断したとき。
- 甲は、前項の申込を承諾した場合、乙に対し出店許可書を付与し、甲が管理するサーバ（以下「サーバ」という）内の乙の出店用のページ（以下「出店ページ」という）を、乙が本規約に従って掲載することを許諾する。

第3条（届出事項）

- 乙は、第2条の申込に際し、以下の事項を甲に届出るものとし、以下の事項に変更がある場合にも同様とする。届出がなかったことによる損害は乙の負担とする。
 - 会社名、モール上での店舗名、代表者名および住所
 - 発信する情報内容、取扱商品
 - 出店についての責任者（以下「管理責任者」という）の氏名、電話番号その他甲所定の事項
 - その他甲が指定する乙の業務に関する事項
- 甲が前項により届出のあった乙の住所に書面を郵送した場合には、乙の受領拒絶・不在その他の事情で書面が到達しなかった場合または配達が遅延した場合でも、通常到達する時期に到達したものとみなす。
- 甲が第1項により届出のあった乙の管理責任者の電子メールアドレス（以下「届出電子メールアドレス」という）に電子メールを送信した場合には当該電子メールは乙が受信した時点または甲による送信後24時間の経過のいずれか早い時点に到達し、乙はそれを確認したものとみなす。

第4条（取扱情報・商品等）

- 乙は、甲の承認を得られない情報・商品等は、発信・販売できないものとする。
- 乙は、法令等に違反するものまたは抵触するおそれのある情報・商品並びに公序良俗に反する情報・商品は取り扱えないものとする。また、甲は、乙の取扱う情報・商品に対し、甲の判断によりその取扱を拒絶することができるものとする。

第5条（権利の譲渡等）

乙はモールに出店する権利その他本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入その他形態を問わず処分することはできない。

第6条（出店ページの掲載）

- 甲は、乙に対し、第2条第1項の申込を承諾した場合、サーバ内の甲が管理する出店ページに乙の情報を掲載するとともに、乙の管理するページへのリンクをはることとする。
- 乙は、乙の責任において掲載及びリンクしたページの情報を管理するものとし、甲は、不正使用その他の事故等により生じた損害については一切責任を負わない。
- 乙は、申込を承諾された場合、乙の管理するページに、モールのバナーを掲載するよう努めるものとする。

バナー掲載にかかる費用が発生する場合等は、乙の管理するページの更新時にあわせてバナー掲載をおこなうよう努める。

第7条（出店ページおよび商品の表示）

- 乙は、甲の定める規格に従い、出店ページ上で情報発信する物品の販売および役務の提供を含む情報

等（以下「コンテンツ」という）を出店申込日から合理的期間内に作成する。

2. 乙は、前項のコンテンツの作成にあたり、下記の事項を遵守する。
 - (1) 本契約に反する表示をしないこと
 - (2) 錯誤を与えないような表記をすること
 - (3) 法令等により表示を義務付けられたものは表示すること
 - (4) 出店ページの管理責任者氏名、電話番号、電子メールアドレス、営業時間、定休日、甲所定の事項については明確に表示すること
3. 甲は、第1項の規定に基づき乙の作成したコンテンツにつき審査を行うものとし、そのコンテンツがモールにふさわしいと認めた場合には、当該コンテンツを利用した出店を許可し、その旨を通知するとともに、当該出店ページをモール上に公開する。乙は当該通知を受領したときから、当該出店ページを利用して情報発信等を行うことができる。
4. 甲は、乙の作成したコンテンツがモールにふさわしくないと判断した場合は、その内容および表示を変更するよう求めることができ、乙はこれに従うものとする。
5. 第1項に示す甲の定める規格は、モール参加申込書掲載基本情報によるものとする。

第8条（販売方法）

1. 乙は、出店ページを閲覧した者から商品等の注文・問い合わせ等その他出店ページの利用があった場合には、その者（以下「顧客」という）との間で、商品等の送付、代金の決済その他販売に必要な手続きを直接行う。乙が代金の決済にクレジットカードを利用する場合は、乙の責任と負担において、クレジットカード会社との間で加盟店契約を締結する。
2. 乙は、顧客に対し、商品送付以外の全ての作業（電子メールの送信、納品書の発行、請求書の発行、代金の回収、質問の受付・対応等）についても行う。取引の当事者は乙と顧客であり、情報発信等に伴う権利・義務は乙と当該顧客との間で発生することを明確に表示する。
3. 顧客からの注文メールと異なる内容にて乙が商品を送付した場合や梱包の不行き届きで商品が破損していた場合など、商品自体について顧客との間で発生したトラブル・クレームは、甲にはなんら責任は無く、すべて乙の責任と負担で処理するものとする。
4. 乙は、原則1週間以内に商品を顧客に届けるものとする。直ちに商品の発送ができない場合は、提供日を顧客に対し電子メールまたは電話またはFAXにて連絡する。
5. 乙は、商品発送簿・荷受伝票等を整備・保管しなければならない。
6. 乙は、情報発信等を行うにあたり、特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品および不当表示防止法、消費者契約法その他関係法令を遵守する。
7. 乙は、コンテンツに関し第三者との間で著作権・商標権等の知的財産権もしくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、すべて乙の責任と負担において解決するものとする。また、甲が顧客その他の第三者に損害賠償等の支払いを余儀なくされた場合には、乙はその全額を甲に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を甲に支払う。
8. 甲は、乙と顧客その他の第三者との間の紛争について、乙の同意を得ることなく、当該顧客または第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができる。
9. 乙は出店ページ上で、常に最新の情報を提供できるよう、定期的に更新を行い販売宣伝の努力をする。
10. 顧客に、連絡等のため電子メールを送る場合は管理責任者の電子メールアドレスより送らなければならない。

第9条（管理責任者）

1. 乙は、本契約に基づく出店および情報発信等を行うに際して、以下の義務を負う。
 - (1) 管理責任者および出店ページを利用した情報発信等に関与する者に対し、モールに関するシステムおよびその利用方法を十分理解させること
 - (2) 管理責任者に甲からのサポート等の連絡に利用する住所・電話・FAX・電子メールアドレスを管理させること
2. 乙は、管理責任者を変更する際には、変更後の管理責任者の氏名を直ちに甲に対して通知をしなければならない。

第10条（著作権等）

1. 出店ページにかかる著作物についての著作権は、乙が保有するものとする。
2. 乙は、乙以外の第三者が著作権を有する著作物を出店ページに掲載する場合、事前に当該第三者から当該著作物を甲および乙が使用することについて許諾を得なければならない。
3. 乙は、甲に対し、前2項の乙または第三者の著作物について、甲がモールのプロモーションのため、富

士山モール内または提携サイトからのハイパーリンク、富士山モールのOEM供給等、甲が妥当と判断する方法により無償で使用することを許諾する。

第11条（利用期間）

乙は、甲のモールへの出店承諾を受けてから、書面による脱退の意思表示がない限り継続して情報掲載できるものとする。

第12条（出店料等）

1. モールへの出店料および更新料は平成25年12月まで無料とする。
2. 平成26年1月以降の新規出店については、2,000円の登録料が生じ、またページの更新については、1回につき500円の支払いが生じるものとする。なお、脱退についての手数料は生じないものとする。
3. 乙が支払った出店料および更新料は、途中でモールからの脱退をした場合、その他事由のいかんを問わず返還しないものとする。

第13条（顧客情報）

1. 甲および乙は、顧客情報を厳重に管理し、当該顧客の同意がない限り、第三者に顧客情報を有償、無償を問わず漏洩・開示・提供してはならない。また、顧客情報を利用するにあたっては、顧客のプライバシーに配慮しなければならない。
2. 乙は、モールから脱退後、甲の管理下にある顧客情報を利用することはできない。また、モールからの脱退時甲の管理下にある顧客情報を抽出してはならない。

第14条（守秘義務）

1. 甲および乙は、モールの運営およびモール掲載に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項を第三者に漏洩・開示・提供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。
2. 甲は、前項にかかわらず、モールの運営に必要な範囲で、守秘義務契約した提携会社との間で、乙に関する情報を交換することができる。

第15条（禁止事項）

1. 乙は、以下の行為を行ってはならない。
 - (1) 法令の定めに違反する行為またはそのおそれのある行為
 - (2) 公序良俗に反する行為
 - (3) 日本通信販売協会が定める広告に関する自主基準に違反する行為
 - (4) 消費者の判断に錯誤を与えるおそれのある行為
 - (5) 他の出店者または第三者に対し、財産権（特許権・商標権等の知的財産権を含む）の侵害、肖像権の侵害、名誉・プライバシーの侵害、誹謗中傷、その他の不利益を与える行為またはそのおそれのある行為
 - (6) モール外の店舗の宣伝、外部Webサイトへのハイパーリンク、電話・FAX・電子メールなどを利用したサイト外取引についての優遇措置の表示、その他の方法により顧客をモール外取引に誘引する行為
 - (7) モールの利用を通じて取得した電子メールアドレスに対し、管理責任者以外の電子メールアドレスから広告・宣伝を内容とする電子メールを配信する行為
 - (8) 甲と同種または類似の業務を行う行為
 - (9) 甲のサービス業務の運営・維持を妨げる行為
 - (10) モールに関し利用しうる情報を改ざんする行為
 - (11) 有害なコンピュータプログラム、電子メール等を送信または書き込む行為
 - (12) サーバその他甲のコンピュータに不正にアクセスする行為
 - (13) 甲が別途禁止行為として定める行為
2. 乙は、法令により販売が禁止されている商品等、第三者の権利を侵害するおそれのある商品等、甲が別途販売禁止として乙に通知した商品等またはモールのイメージに合致しないと甲が判断した商品等の販売をすることができない。

第16条（サービスの一時停止）

乙は、第2条第2項記載の甲が提供するサービスについて、以下の事由により一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、サービス停止による損害の補償等を甲に請求しないこととする。

- (1) サーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止
- (2) コンピュータ、通信回線等の事故、障害による停止
- (3) その他やむを得ない事由による停止

第17条（出店停止等）

1. 甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当する場合には、乙の出店の停止、乙が表示したコンテンツの削除、出店停止理由の公表その他の必要な措置を取ることができる。この場合、乙は速やかに甲の指示に従い、改善措置をとらなくてはならない。
 - (1) 第15条第1項に定める事由が生じたとき
 - (2) 乙の店舗において商品等を購入した顧客から商品等の不着、到達遅延または返金等に関する苦情が繰り返し発生したとき
 - (3) 乙から甲に提出された書類に、虚偽等があったとき
 - (4) その他甲が消費者保護の観点などから出店停止等の措置が必要と判断したとき
2. 前項に基づき乙が出店停止等の措置を受けた後、乙の改善措置が適正だと甲が認めた場合、出店を再開することができる。

第18条（免責）

1. 甲は、乙が出店に関して被った損害（サーバまたはソフトウェアの障害・不具合・誤作動、モール出店ページの全部または一部の滅失、出店停止、顧客との取引等によるものを含むが、それらに限らず、またその原因のいかんを問わない）について、賠償する責を負わない。ただし、万が一甲に非があることが明らかな場合はこの限りではない。
2. 甲は、乙に対する事前の承諾なく、モールの仕様等の変更もしくは追加またはサービスの廃止を行うことができる。
3. 甲は、サーバに障害が発生した等の理由により、モールにおける乙の店舗運営に支障が生じると甲が判断した場合には、混乱防止のために必要となる措置を取ることができる。

第19条（脱退）

1. 乙は、モールからの脱退を希望する日の前月の20日までに甲所定の方法により書面にて申し入れることにより、脱退希望月の末日限りでモールから脱退することができる。

第20条（甲による情報削除等）

1. 甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに、直ちに乙の出店ページをモールおよびサーバから削除することができる。
 - (1) 本規約等に違反したとき
 - (2) 手形または小切手の不渡りが発生したとき
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき
 - (4) 破産、民事再生、会社更生、会社整理または特別清算の申し立てがされたとき
 - (5) 前3号の他、乙の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - (6) 解散または営業停止状態となったとき
 - (7) 甲による連絡が取れなくなったとき
 - (8) 販売方法、取扱商品、その他業務運営について行政当局による注意または勧告を受けたとき
 - (9) 販売方法、取扱商品、その他業務運営が公序良俗に反しまたはモールにふさわしくないと甲が判断したとき
 - (10) 出店申込から2ヶ月以内に第7条3項に基づく出店（出店ページをモール上に公開する）許可がなされない場合
 - (11) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると甲が判断した場合
 - (12) その他甲が乙との出店契約の継続が困難であると判断した場合
2. 甲は、事由のいかんを問わず、1ヶ月前までに書面で相手方に通知することによりモールから店舗を削除することができる。
3. 第1項または第2項によりモールからの店舗情報が削除となった場合でも、甲は、乙に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他乙に生じた損害につき一切責任を負わない。

第21条（準拠法、合意管轄裁判所）

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、甲と乙との間で訴訟の必要を生じた場合は、甲府地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第22条（規約の変更）

1. 甲は、必要と認めたときに、乙へ予告なく本規約および本規約に付随する規約の内容を変更することができる。
2. 本規約または本規約に付随する規約の変更については、甲が変更を通知した後において、乙が出店を継続した場合には、乙は新しい規約を承認したものとみなし、変更後の規約を適用する。

附則 この規約は、平成 24 年 12 月 6 日付けで施行する。

附則 この規約は、平成 25 年 8 月 8 日付けで施行する。